愛媛県	松山市　八幡浜市　新居浜市　西条市　大洲市　伊予市　東温市
	上浮穴郡　久万高原町
	伊予郡　砥部町
	喜多郡　内子町
	北宇和郡　鬼北町
高知県	四万十市
	高岡郡　中土佐町　檮原町　津野町　四万十町
	幡多郡　黒潮町
福岡県	北九州市　柳川市　大川市　うきは市　嘉麻市　朝倉市　糸島市
	朝倉郡　筑前町　東峰村
	三潴郡　大木町
	築上郡　上毛町
佐賀県	唐津市　多久市　武雄市　小城市
長崎県	佐世保市　島原市　諫早市　大村市　壱岐市　五島市　西海市　南島原市
	北松浦郡　佐々町
熊本県	八代市　人吉市　山鹿市　宇城市
	玉名郡　玉東町　南関町
	菊池郡　大津町
	阿蘇郡　小国町　高森町
	葦北郡　芦北町
	球磨郡　水上村
大分県	大分市　中津市　日田市　佐伯市　臼杵市　津久見市　宇佐市　由布市
	速見郡　日出町
	玖珠郡　九重町
宮崎県	都城市　延岡市　日南市　小林市　西都市　えびの市
	東諸県郡　国富町
	児湯郡　都農町
	東臼杵郡　諸塚村　美郷町
	西臼杵郡　高千穂町　日之影町
鹿児島県	鹿児島市　鹿屋市　枕崎市　奄美市
	曽於郡　大崎町
	肝属郡　南大隅町
	熊毛郡　中種子町　南種子町
	大島郡　瀬戸内町　喜界町　和泊町
沖縄県	名護市
	中頭郡　西原町

備考

この告示に掲げる地域は、平成二十九年十二月三十一日における行政区画によって表示されたものとする。

○農林水産省告示第五百二十七号

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十二号）第五条の三第二項の規定に基づき、平成二十九年に発生した農地及び農業用施設についての災害に係る同条第一項の市町村を次のように告示する。

平成三十年三月十四日

農林水産大臣　齋藤　健

都道府県名	郡名	市町村名
北海道	苫前郡	苫前町
	三戸郡	田子町
青森県		奥州市
岩手県		角田市
宮城県		富谷市
秋田県	黒川郡	大和町
		鹿角市
	南秋田郡	五城目町
		南会津町
福島県	耶麻郡	西会津町
	東白川郡	棚倉町　鮫川村
		那須烏山市
栃木県		上越市
新潟県		魚津市　南砺市
富山県	河北郡	津幡町
石川県		能登町
	鳳珠郡	勝山市
福井県		北杜市
山梨県		長野市　佐久市
長野県	木曽郡	南木曽町
	上水内郡	小川村
岐阜県		高山市　恵那市
三重県	度会郡	伊勢市　桑名市　亀山市　熊野市　いなべ市　伊賀市
		玉城町
滋賀県	蒲生郡	日野町
京都府	相楽郡	京都市
		和束町
兵庫県		洲本市　三木市　三田市　加西市　養父市　南あわじ市　淡路市
奈良県		宍粟市　加東市
和歌山県	有田郡	有田市
		湯浅町　広川町　有田川町
	日高郡	由良町　日高川町
鳥取県		倉吉市
	八頭郡	智頭町
	東伯郡	三朝町
島根県		出雲市　大田市　雲南市
	仁多郡	奥出雲町
	邑智郡	美郷町　邑南町
岡山県		津山市　新見市　赤磐市
	勝田郡	勝央町
	久米郡	久米南町　美咲町
	加賀郡	吉備中央町
広島県		広島市　尾道市　庄原市　安芸高田市
山口県		萩市